

日本学術振興会

特定国派遣研究者 令和3(2021)年度分募集要項

令和2年6月
独立行政法人日本学術振興会

1. 趣旨

独立行政法人日本学術振興会(Japan Society for the Promotion of Science: JSPS)は、以下に掲げる国の学術振興機関(対応機関)との間で学術の国際協力に関する合意に基づく事業を行っています。本事業は、我が国の研究者が相手国の研究者を訪問し、研究、意見交換等を行うための経費を支援し、将来にわたって持続発展するような共同研究や人的ネットワークの基盤作りを促進するものです。

本事業は、「日本学術振興会電子申請システム(以下、「電子申請システム」といいます。)」により申請を受け付けます。詳細は「5. 申請手続」を参照してください。

2. 派遣対象国、対応機関、対象分野等

派遣国	対応機関	派遣先での身分	最大採用予定人数	対象分野
フィンランド	フィンランドアカデミー(Academy of Finland: AF)	ポスドク	1	人文学、社会科学から自然科学まですべての分野
ノルウェー	ノルウェーリサーチカウンスル(The Research Council of Norway: RCN)	ポスドク	2	人文学、社会科学から自然科学まですべての分野

注意:

- ① 訪問先は、当該国の対応機関が所管又は対象としている研究機関に限られます。これ以外の研究機関への訪問を日程の一部に含めても、当該対応機関の了承が得られない場合があるため、訪問の可否について、あらかじめ相手国の研究者を通じて相手国対応機関に確認してください。
- ② 採用予定人数は、本会及び相手国対応機関の予算状況等により変更となる場合があります。
- ③ 対応機関ごとの申請資格、派遣期間等の詳細は「14. 国別の注意事項」を参照してください。

3. 申請資格

我が国の大学等学術研究機関^{*1}に所属する常勤研究者(任期の有無を問わない。)、又は、当該常勤研究者を志望する者であることのほか、①、②の要件及び対応機関ごとの申請資格を満たしていること。

※科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定されている以下の研究機関に限ります。

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

- ① 日本国籍を持つ者、又は我が国に永住を許可されている外国人を対象とします。
- ② 本事業において平成 30(2018)年度、令和元(2019)年度、令和 2(2020)年度特定国派遣研究者として採用された研究者は、同一対応機関との覚書に基づく派遣に係る申請はできません。

※対応機関ごとの要件は、「14. 国別の注意事項」を参照してください。

4. 派遣時期

原則として、令和 3(2021)年度中(令和 3(2021)年 4 月 1 日～令和 4(2022)年 3 月 31 日)に出発することを条件とします。

5. 申請手続

(1) 電子申請システム

申請は、電子申請システムにより行ってください。電子申請システムに係る詳細は、電子申請システムの案内ページ(https://www-shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html)を参照してください。

既に国際交流事業の申請者用 ID を取得している場合、あらためて所属機関に対して ID/パスワードの発行を依頼する必要はありません。また、所属機関が変わった場合には、新しい所属機関においてあらためて国際交流事業用の ID/パスワードを取得してください。

所属機関より申請者用 ID/パスワードの発行が受けられない者は、申請者用 ID/パスワードの発行を直接本会に申請してください。なお、ID/パスワードの申請及び発行は郵送にて行いますので、時間に余裕をもって準備してください。

(2) 申請受付期間

令和 2(2020)年 8 月 26 日(水)～令和 2(2020)年 9 月 2 日(水) 17:00【厳守】

(申請者の所属機関ごとに機関内での締切日が異なりますので注意してください。)

※本会は上記締め切り日を過ぎた申請書は、いかなる理由があっても一切受け付けません。

6. 申請に際しての留意事項

申請は1人1件限りとします。

国際的な研究交流活動を実施中あるいは実施したことがある研究代表者は、それが今回申請の本事業と関連する場合にはそのことを明確にしたうえで申請してください。

7. 審査基準

審査にあたっては、以下の観点を基準とします。

- ① 研究内容の学術的価値が高く、派遣によって当該分野の研究の推進が期待できること。【学術的価値】
- ② 申請者と相手国研究者との事前交渉が明確で、研究計画が具体的かつ実現可能であると認められること。【計画の具体性、実現可能性】
- ③ 本派遣により、将来、持続発展的な共同研究や人的ネットワークの形成が見込まれること。【将来発展性】

なお、審査にあたっては、上記の観点に加え、以下の点も考慮します。

- ・ 過去において相手国に長期滞在(留学・研究滞在)したことがある者については、再度その相手国を研究訪問することの意義が明瞭であること。

8. 選考及び結果の通知

- (1) 本会国際事業委員会書面審査員による書面審査、及び同委員会による合議審査を行います。本事業では 1 件の申請について、3 人の書面審査員により書面審査が行われます。審査の詳細については、本会「研究者交流(特定国派遣研究者)」ウェブサイト上の「審査方法」の項目を確認してください。

研究者交流(特定国派遣研究者)ウェブサイト審査方法 URL https://www.jsps.go.jp/j-bilat/tokuteikoku/shinsei_shinsa.html

本会での審査結果に基づき、採用候補/不採用を決定し、その結果を令和 2 年 12 月頃、申請者及び申請者の所属機関長に通知します。その後、本会は採用候補者に提案書(Form of Proposal(英文))の提出を依頼し、その提案書に基づき、対応機関へ採用候補者を推薦します。対応機関の同意を得られた場合は、採用について令和 3 年 2 月末頃から順次、申請者及び申請者の所属機関長に通知します。(本会が申請者用 ID を発行した者の場合は、本人のみに通知します。)また、対応機関の同意が得られない場合は不採用となります。なお、対応機関の審査スケジュールの都合上、結果通知が遅れる場合もありますので御了承ください。

- (2) 不採用となった者については、おおよその位置づけを以下の区分によって文書で申請者に通知します。
- ・不採用 A(不採用の中で上位)
 - ・不採用 B(不採用の中で中位)
 - ・不採用 C(不採用の中で下位)
- (3) 採否結果は、電子申請システム上でも確認できます。

9. 採用候補決定後の手続

採用候補となった申請者は、提案書(Form of Proposal(英文))を所定の期日までに提出してください。提出がない場合は、採用内定を取り消すことがあります。(国によっては採用内定後の手続が異なる場合がありますので、詳細は本会からの通知を参照してください。)

10. 派遣研究者の義務

派遣研究者は、別に定める様式によって報告書を提出してください。報告書は後日公表することがあります。

また、本事業による研究成果を学会誌等に発表する場合は、本事業による支援であることを明記してください。

11. 支給経費の適正な使用等、個人情報の取扱い等について

① 不正使用等に対する措置

研究者等による研究資金の不正使用等や研究活動における特定不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)、全ての人権侵害行為(人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等)等の非違行為、法令違反、申請書の虚偽記載等が認められた場合には、採択決定の取消し、既に配分された研究資金の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

② 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、本会の業務遂行のみに利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)します。

なお、採用者については、本人及びその受入研究者の氏名、職名、所属機関名、所属部署名、研究課

題名、派遣期間及び報告書等が、本会のウェブサイトにおいて公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

EU を含む欧州経済領域（以下「EEA」という。）所在の申請者については、「GDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）に沿い、別紙「個人情報の取扱いに関する同意書」を提出してください。なお、申請書類に EEA 在住者の情報が含まれる場合には、上記の取扱いについて該当者の同意を得てください。GDPR の詳細に関しては、下記のウェブサイト等を参考にしてください。

個人情報保護委員会

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/GDPR/>

12. その他

- (1) 本会は、軍事目的の研究を支援しません。
- (2) 本会は、派遣期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、一切の責任を負いません。相手国対応機関から保険料の支給がある場合を除き、派遣期間中の海外旅行傷害保険に必ず加入してください。なお、海外旅行傷害保険に係る経費を本会は負担しません。
- (3) ビザ等の申請や宿泊先の手配について本会は一切関わらないので御留意ください。既に海外に滞在している方は、ビザの延長や切替に十分注意し、申請者の責任において研究計画が遂行できるよう、準備・手配してください。
- (4) 同伴者の経費等は援助しません。
- (5) 申請内容について、派遣時に変更が生じた場合は、採用を取り消すことがあります。
- (6) 本事業の研究成果の権利の帰属については、派遣研究者と相手国研究者が我が国と相手国の法規を遵守して両者間で取り決めるものとし、本会は関与しません。
- (7) **researchmap** (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、**researchmap** は、**e-Rad** や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。**researchmap** で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、**researchmap** に登録くださるよう、御協力をお願いします。
- (8) **安全保障貿易管理について**
研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。
日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号) (以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則とし

て、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省:安全保障貿易管理(全般)
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省:安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryu/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

13. 連絡先等

(1) 事業内容や募集要項についての問い合わせ

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1
独立行政法人 日本学術振興会国際事業部人物交流課
(受付時間:土曜日、日曜日、祝祭日を除く月～金 9:30～17:00)

「特定国派遣研究者」担当
電話:03-3263-4098, 1730
FAX:03-3263-1854
E-mail:tokuteikoku@jsps.go.jp
URL:<https://www.jsps.go.jp/j-bilat/tokuteikoku/ex.html>

(2) 電子申請システムの操作に関する問い合わせ

コールセンター フリーダイヤル 0120-556-739 (受付時間:土曜日、日曜日、祝祭日を除く月～金 9:30～17:30)
URL:https://www-shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html

※電子申請システムの操作以外については、(1)へお問合せください。

14. 国別の注意事項

【フィンランド(AF)】

申請資格	博士の学位を有する者あるいは令和 3(2021)年 3 月 31 日までに取得する見込みである者。(人文学、社会科学分野については、博士課程の所定単位を修得のうえ退学した者も含まれます。)
派遣期間	12～24 ヶ月
AF 支給経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航費(実費支給) ・ 滞在費:1,500 ユーロ/月 ・ 家族手当:500 ユーロ/月 ・ 宿泊費:1,000 ユーロ/月(超過分は本人負担) ・ フィンランド国内旅費:650 ユーロ/年
本会(JSPS)支給経費	日本国内旅費
その他	—
AF 担当部局の連絡先	Ms. Siru Oksa Science Adviser, Culture and Society Research Unit Academy of Finland: AF Hakaniemenranta 6 P.O.Box 131 FI00531 Helsinki, Finland (Tel) +358 29 533 5125 (Email)siru.oksa@aka.fi

【ノルウェー(RCN)】

申請資格	平成 27(2015)年 2 月 1 日以降に博士号を取得した者あるいは派遣時までに取得する見込みである者。
派遣期間	6～12 ヶ月
RCN 支給経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞在費(航空券代等を含む) <最初の1ヶ月> 54,000 ノルウェークローネ/月 <2ヶ月目以降> 30,000 ノルウェークローネ/月
本会(JSPS)支給経費	日本国内旅費
その他	<派遣期間> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 4(2022)年 3 月 31 日までに滞在を終了すること <注意事項> <ul style="list-style-type: none"> ・ ノルウェーへの派遣への申請者は必ずこちらの注意事項(https://www.jsps.go.jp/j-bilat/tokuteikoku/shinsei_saiyo.html)も参照してください。 ・ 派遣後、RCN の予算状況次第で 1 年間の延長申請ができます。延長が許可された場合、最大派遣期間は 24 ヶ月以内とします。
RCN 担当部局の連絡先	Ms. Julie Christiansen Senior Adviser International Department The Research Council of Norway P.O. Box 564 N-1327 Lysaker, Norway (Tel) +47 22037372 +47 2203 7000 (Email) jc@rcn.no / julie.christiansen@rcn.no